資料 2

行刑改革会議提言の実施状況

(法改正を待たずに実施できる方策)

1 受刑者処遇の在り方

被害者の視点を取り入れた処遇(P8)

【前回報告】

平成16年6月から,被害者支援団体を含む外部の有識者等で構成する「被害者の視点を取り入れた教育」研究会を開催。

【今回報告】

研究会(全4回開催済み)の意見を受け, 犯罪被害者支援団体の協力による受刑者 指導用VTR教材の制作に着手し,また, 被害者又はその支援者による講演等の拡充について検討中。

刑務作業の在り方の見直し (P13)

平成16年4月から,3庁で**刑務作業時間の 短縮等の試行**を開始。 <mark>試行を拡大</mark>し,現在,63庁で試行中。平成 17年4月からは全行刑施設で実施する予定。

新規

職業訓練種目の拡大 (ホームヘルパー科の拡大,点字翻訳科の新設等全22種目,32庁 実施へ拡充)について,平成17年度政府予 算案に計上。

処遇困難者の処遇の抜本的改革 (P15)

平成15年10月から,心理技官等専門職員によるカウンセリングを実施中。

平成16年9月まで(1年間)に,少年施設53庁から,行刑施設50庁に対し,計412人(対象者延べ人員)の処遇支援を実施した。

新規

平成17年度政府予算案において,調査専門官6人の増員及び24施設分の民間カウンセラー委託経費を計上。

薬物依存者の処遇の在り方の検討(P16)

本年4月以降,外部の専門家等で構成する 「薬物事犯受刑者処遇研究会」を開催して 検討中。 研究会(全3回開催済み)の意見を受け, 教育プログラムの整備, 民間自助グルー プとの連携, 受刑者指導用VTR教材の 制作等について検討中。

外国人受刑者の移送の推進 (P16)

平成16年度中に,中国との受刑者移送条約の締結へ向けた調査・研究を開始。

平成16年度の法務研究として,中国の刑事司法制度等に関する調査・研究を行った。また,平成16年12月,中国側に対し,条約締結に向けた申入れを行った。

保護房収容の適正さの確保 (P17)

【前回報告】

平成16年4月から,**保護房収容中の全期間** の録画等を実施。

保護房の**居住環境の改善**及び**被収容者の態様に応じた単独室の新設**について検討中。

【今回報告】

引き続き実施中・・・

府中刑務所及び大阪医療刑務所に計4種類 の単独室を試行整備し,運用を開始。

(具体的な仕様は下の写真参照)

試行整備された単独室

a)大声に対応する単独室



空調設備(廊下)】



室内】



窓からの眺望】



【トイレ】 (上の写真の衝立の奥)



床 (畳)]

b)大声,精神変調状態にある者に対応する単独室



窓】



空調設備】



ベッド



[HV]

c)逃走・自殺・暴行等に対応する単独室

d)上記 dこ加え、房内汚染に対応する単独室



室内】



排水溝】



陳内のシャワー設備】

組織的対応の検討(P18)

【前回報告】

府中刑務所において,**心理技官による工場・舎房担当職員のサポート等の試行**を実施。

【今回報告】

平成17年度から,<mark>試行の実施庁を拡大</mark>(府中刑務所,名古屋刑務所及び大阪刑務所の3庁において実施)する。

民間人等の積極的活用 (P19)

民間人の活用が望ましい専門的処遇につい て , 局内で検討中。 薬物事犯受刑者に対し,民間協力者を招へいしたグループミーティングを充実することについて,平成17年度政府予算案に計上。

所内規則の見直し(P19)

平成16年3月,居室内での正座強制や所内移動時の行進要領等について,現場施設に対し 見直しを指示。 各施設において,行進時に受刑者に歩調を とらせることをやめる,腕の振り幅や足の 高さの指定をなくすなど,施設の状況に応 じて見直しを進めている。

懲罰手続の運用の改善(P21)

平成16年2月,懲罰制度の運用状況について 全国調査を実施。また,現場施設の意見も聴 取するなどして検討中。 平成17年3月を目途に,40日以上の軽屏禁罰を科した事案について,重大事案として矯正管区への報告を義務付け,手続を含めた懲罰の相当性を事後的に検証できる仕組みとする予定。

外部交通の取扱要領等の公表 (P24)

平成16年3月末から,法務省**ホームページ** に掲載して公表している。

引き続き実施中・・・

最低 1日 1時間の運動時間の確保 (P26)

新規

【1】入浴日等を除き毎日1時間(高知刑・麓刑)

【2】毎日30分(静岡刑・山口刑)

【3】毎日1時間(横須賀刑 岩国刑)

(いずれも免業日は除る)

その他

平成16年度中に,全国統一の受刑者釈放時アンケートの実施等を実現すべく,アンケート項目を検討中。

らは更に7庁を試行対象施設として実施する予定。

平成16年10月から, 6 庁において運動時間 の延長の試行を開始した。平成17年4月か

アンケートの内容等について,関係当局 (総務省統計局)と<mark>協議中</mark>。

2 行刑運営の透明性の確保

内部監査の充実強化 (P29)

前回報告】

平成16年度から,収容定員千人以上の施設について**毎年巡閲を実施**することとした。

【今回報告】

従来の実施方法(施設規模に関わらず2年ごとに1回実施)では,平成16年度の巡閲対象施設は35庁となるところ,45庁に対して巡閲を実施した。

訓令,通達の公開(P29)

訓令・通達のホームページでの公開や ,訓令・通達集の市販化について検討中。

平成16年10月から,職員以外でも訓令・通 達集を購入できるようになった。

処遇関連情報の公表 (P30)

平成15年8月から,処遇関連情報の定期的公表を順次実施中。

平成16年1月分から,矯正施設における死亡事案の全件公表を実施。

引き続き実施中・・・

引き続き実施中・・・

地域社会との連携 (P30)

平成16年3月末から,**広報のための施設見** 学を実施中。 平成16年末までに,68庁において計176回,施設見学を実施し,施設周辺の住民や矯正展来場者,NGO団体関係者等に参加いただいた(見学者延べ人員約1万6,400人)。

施設見学風景





3 人権救済のための制度の整備

公平かつ公正な救済(P31)

【前回報告】

平成16年1月から,情願処理体制の暫定運用を開始。

【今回報告】

刑事施設不服審査会(仮称)について,平成 17年度政府予算案に計上。現在,同年度中の 設置に向けて準備中。

情願等の処理を担当する職員の体制の整備, 充実 (P35)

新規

不服審査体制の充実強化のため,平成17年 度政府予算案において,矯正局に1人,矯 正管区に4人,計5人の増員を計上。

4 矯正医療の在り方

矯正医療の水準の向上 (P38)

平成16年3月から,関係機関との協議を開始(本省レベル)。

平成16年9月,通達を発出し,現場レベルにおいて,地元医師会や地域の医療機関等の関係者で組織する「行刑施設の医療に関する協議会」を順次開催することとした。

平成16年6月中に, **C型肝炎**スクリーニング検査等を実施予定。

平成16年度は,<mark>約3,100人</mark>に左記検査を実施。

平成16年度中に八王子医療刑務所に**MRI** (磁気共鳴画像診断装置)を整備。 平成16年11月に整備し,同年12月厚生労働 省の使用承認により供用を開始。

「矯正医療センター(仮称)」について, 収容規模の算定等を矯正管区・局内プロジェクトで検討中。 平成17年度政府予算案において,西日本矯正医療センター(仮称)に関する調査費を 計上。

「薬物中毒治療センター(仮称)」について,設置施設や収容対象となる被収容者数等について局内で検討中。

引き続き検討中・・・

医師の確保 (P40)

【前回報告】

新規

【今回報告】

精神科医師,精神保健福祉士,薬剤師等の 医療スタッフ(非常勤職員)の拡充(21人 74人)について,平成17年度政府予算案 に計上。

矯正医療における医療と保安等の関係 (P42)

研修所における医療関係カリキュラムの大幅な拡充について検討中。

各種研修において,「矯正施設における医療」,「精神医療」,「感染症と矯正施設」等医療関係の科目を新設。

被収容者の死因確定手続の適正さの確保 (P44)

平成15年11月に通達を発出し,やむを得ない場合を除き所長本人が検視を実施するとともに,自然死,事故死以外は検察庁及び警察署の双方に通報することとした。

引き続き実施中・・・

5 職員の人権意識の改革

効果的な職員研修の実施 (P45)

平成16年7月以降, 民間プログラム(非暴力的危機介入法)及び 職場研修用教材を導入する予定。

平成16年7月から,矯正研修所等において,中間監督者等を対象に実施している。

平成16年11月,研修用教材を各施設に 配布し,自庁研修に活用している。

従来,矯正研修所(本所)において実施している模擬舎房を利用した受刑生活の体験等について,支所での実施方法を検討中。

平成16年度から,一部の支所において,施 設の空室を利用するなどして実施している。

平成15年度から研修の一環として導入した 社会福祉施設における実習を拡充。

平成15年度の実習人員は95名であったところ,平成16年度は121名に拡大。

人事異動制度の見直し等 (P45)

平成16年度春の人事異動計画から,一般職員の異動を活発化(前年度比約7割増)。

引き続き推進中・・・

6 行刑施設における人的物的体制の整備

施設の増設 (P46)

【前回報告】

平成15年度補正予算及び平成16年度当初予算により,5000人を超える収容能力の拡充経費が計上されたほか,PFI手法を活用した刑務所新設に向け作業を進めている。

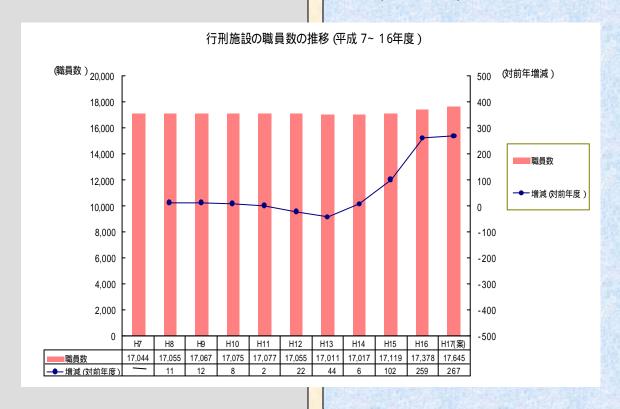
【今回報告】

左記に加え,平成16年度補正予算で約5,500人分,平成17年度政府予算案で約1,900人分に及ぶ収容能力拡充経費を計上(PFI手法を活用した美祢社会復帰促進センター(仮称,収容定員1,000人)の整備に係る予算を含む。)。

人的体制の整備, 充実 (P47)

平成16年度は400人の増員(純増259人)。

平成17年度政府予算案において,534人の 増員(<mark>純増267人</mark>)を計上。



新規

総務系業務等に限られていた民間委託の業 務範囲・人員数を抜本的に見直し,運動場 等周辺監視,書信事務処理等の業務にも拡 大(H16年度212ポスト H17年度617ポス ト)。

人事管理の在り方(P47)

【前回報告】

男子刑務所における女性刑務官の配置について,女性職員を対象にアンケート調査を実施し,その結果を踏まえ,女性が働きやすい職場環境について検討中。

平成15年6月から,矯正局,矯正管区及び 矯正研修所に**刑務官の相談窓口**を設置し, 相談制度を整備。

平成16年2月から,矯正情報ネットワークシステムを活用した**職務改善意見の提出制度**を整備。

各種報告規程の改正等について検討中。

【今回報告】

産前産後休暇中の臨時的任用職員の配置の 拡大を始めとする具体的な対応策について 検討中。

平成16年12月末までに,電話,書面,メール等を利用するなどし,全国で約150件の相談が窓口に寄せられた。

平成16年12月末までに, <mark>297件</mark>(うち行刑施設167件)の意見提出があった。

職員の事務負担を軽減するため、各種報告 規程(定期・臨時・緊急報告)のうち、合 理化又は省略化できるものを整理し、年度 内に改正通知を発出する予定。

平成16年度から,現場第一線で勤務する職員から積極的に意見聴取することによって施設に内在する問題点を明らかにし,施設運営に反映させるため,巡閲時における職員面接を実施している。

新規